

■令和2年度第3次補正予算に係る新規事業採択時評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っている。

【その他施設費】

【船舶建造事業】

○小型巡視船(PS型)2隻建造事業は、令和3年度予算概算要求時の事業を令和2年度第3次補正予算で措置するものであるため、令和2年9月に公表した令和3年度予算概算要求時の評価結果を再掲

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評価
—	大型巡視船(練習船)1隻建造 海上保安庁	120	整備しようとする大型巡視船(練習船)は、増加する学生・研修生の乗船実習に対応し、幹部海上保安官の養成に不可欠な乗船実習に従事するほか、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、災害対応等に従事することが可能であり、海上保安体制の強化を図ることができる。
—	大型巡視船(PL型)1隻建造 海上保安庁	72	整備しようとする大型巡視船(PL型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。
—	小型巡視船(PS型)2隻建造 海上保安庁	57	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、追跡捕捉能力、夜間監視探証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。

(注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。